

岩手県立杜陵高等学校寄宿舎賄業務仕様書

本件委託業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

本件委託業務の実施にあたり、受託者は関係する諸法令等を遵守し、また、教育基本法（昭和22年法律第26号）に基づく円滑な教育運営を担う目的を持って、誠実に履行しなければならない。

1 賄業務とは、寄宿舎の入舎生及び舍監に対し食事を提供することである。

その業務内容は、調理、盛付、食器類の洗浄・消毒及び保管、食堂（玄関、トイレ含む）及び厨房・厨房内設備機器等の清掃、献立の作成、賄材料の発注、仕入、検収、その他これらの業務に付帯する業務をいう。

2 賄業務見込量及び関連事項

令和4年度における年間の賄業務見込量は、概ね次のとおりである。

- (1) 1日当たりの食事提供見込人数。舍監1人（朝食及び夕食）、入舎生7人（朝食・昼食・夕食）の見込。

その他、通信制日曜スクーリング受講者のうち、遠方に居住する臨時宿泊希望者（令和3年度実績2名から3名程度）の朝食及び夕食。

- (2) 食事提供日数（見込） 285日

※別表 令和4年度寄宿舎賄実施予定表のとおり

- (3) 食事提供見込数（概数）

朝食	昼食	夕食	計
2,232食	1,925食	2,232食	6,389食

- (4) 委託者は、食事数を事前に受託者へ通知すること。数量に変更がある場合は、その都度速やかに連絡すること。

3 調理場所及び食事提供時間

- (1) 調理場所は、原則として本校給食棟調理室とする。

- (2) 食事の提供時間は、概ね次のとおりとする。

朝食 7:30 ~ 8:30

昼食 13:00 ~ 13:45

夕食 17:15 ~ 18:30

- (3) 土曜日・日曜日・祝日や、長期休業期間中の委託者が指定する期間等の昼食については、原則、弁当食等の形で受託者が用意し、所定の場所で提供すること。

4 調理の仕様

- (1) 受託者は、原則として委託者の提供する厨房施設・設備、用水、給湯、電気、ガスを使用して賄業務を行なうこと。

- (2) 給食の献立は、利用者の所要栄養基準量を満たすような食品構成と食品原材料の選択に配慮し、衛生的で変化に富み、かつ、季節感のある食事を提供するよう努めなければならない。

- (3) 献立表は、栄養士が原則として1週間単位に作成し、献立表を提供日前週の水曜日までに委託者に提示すること。

- (4) 賄材料の調達は受託者において行ない、調達した材料は適正な管理及び保管をすること。
また、可能な限り岩手県産食材を使用すること。

※ 所要栄養量についての基準は、厚生労働省が示す「日本人の所要栄養基準量」に基づく数値とする。

5 賄材料費

賄材料費は、1人当たり朝食330円、昼食330円、夕食440円とする。

なお、賄材料費の請求については、委託料とは別に委託者に請求を行うこととする。

6 賄提供に必要な消耗品及び調理時に着用する被服の購入

受託者は、賄業務の提供に際して必要な次に挙げる消耗品類及び被服類を購入すること。

(1) 消耗品類

食器洗浄機用洗剤・食器用洗剤・エンボス手袋・マスク・残流塩素測定試薬・クッキングペーパー・食品ラップ（サイズは適宜取り揃えること）・アルミホイル・キッチンタオル・食器洗浄用スポンジ・亀の子たわし・ステンレスたわし・ゴミ袋・カウンタークロス（布巾）・使い捨て弁当容器 他、必要に応じて適宜購入のこと。

(2) 被服類

調理服（春夏秋用上下、2組）・調理服（冬用上下、2組）・厨房用履物（1足）・厨房用長靴（1足）・調理室用キャップ（必要に応じて適宜）・三角巾（必要に応じて適宜） 他、必要に応じて適宜購入のこと。

7 業務管理

- (1) 受託者は、賄業務に伴う作業管理、施設設備の維持保全、衛生管理及び賄材料管理について、善良な管理者の注意を払ってその業務に当たらなければならない。
- (2) 受託者は、賄業務により生じた食中毒等の疾病については、その責を負わなければならない。
なお、上記の行政執行等を受理した場合には、速やかに委託者へ報告すること。
- (3) 受託者が食中毒等の事故等の発生により営業停止などの行政処分を受け、本校への賄を提供できなくなった場合には、受託者の責任において本校寄宿舎生等への賄に代替するものを提供すること。
- (4) 廉價及び食堂など本校の管理施設内において、受託者の責任による人身事故等が発生した場合には、受託者においてその責を負うこと。

8 業務従事者の勤務等

- (1) 受託者は、賄業務及びこれに付帯する業務を遂行するために、賄業務に従事する者（以下「従事者」という）を杜陵高等学校に配置すること。
- (2) 従事者は、杜陵高等学校において業務を行なうときは、一定の被服を着用し、従事者であることを明確にしなければならない。

9 業務従事者の通知

- (1) 受託者は、従事者の履歴、資格、免許、その他必要な事項を書面により委託者に届けなければならない。
- (2) 従事者を交替した場合も同様とする。

10 業務従事者の管理

- (1) 受託者は、従事者の身元保証、就業、健康管理等について、杜陵高等学校の運営に支障をきたさないようにしなければならない。
- (2) 委託者は、従事者のうち賄業務を実施させるのに不適当な者がいると認めたときは、理由を示して、受託者に必要な指示をすることができる。
- (3) 受託者は、従事者年1回以上の健康診断と、毎月2回の検便（赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌O-157）を実施し、その結果を速やかに委託者に報告すること。
- (4) 受託者は、10月から3月までの期間においては毎月1回のノロウイルス検便検査を実施し、その結果を速やかに受託者に報告すること。

11 栄養士及び従事者の業務

食品衛生法などの関係諸法令や関係通知に基づき、適切な安全管理、栄養管理に努め、本契約に示す関係諸様式の提出に際しては速やかに委託者に報告するとともに、食品や、施設に関する衛生管理に努めなければならない。

12 その他の注意事項

受託者は、次の事項に注意しなければならない。

- (1) 用水、給湯、電気、ガスの使用にあたっては、節約に努め効率的に使用すること。
- (2) 火気の取り扱いには十分注意し、火災の予防に万全を期すこと。
- (3) 最終退庁者は、食堂棟の施錠を厳守すること。
- (4) 受託者の休憩場所として、厨房に隣接する部屋（8.32m²）を提供する。
- (5) 本校施設内には、本件委託業務従事者や、その業務を管理する者以外の立ち入りを禁ずるとともに、業務従事場所等の管理に際しては、適切かつ良識のある管理を行うこと。